主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人弁護士増渕俊一の上告理由は別紙のとおりである。

上告理由一について。

自作農創設特別措置法による買収未墾地が、買収処分後十余年間未開墾のままで 放置されていたからといつて、それだけで開墾不適地といえないことは、原判決が 引用する一審判決が判示するとおりである。のみならず、原判決は本件土地を開墾 適地と認定しているのであるから、本件買収処分を違法無効とすべき理由はない。 論旨は憲法違反を主張するのであるが、憲法のいかなる条項に違反するかを具体的 に主張するものではないから、採用の限りでない。

同二について。

本件土地が植樹された平地林であるという事実は、上告人が原審で主張しなかつ た事実であるのみならず、植樹されていたからといつて、それだけで未墾地買収が 無効であるとはいえない。論旨は理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官		藤	田	八	郎
表	找判官	池	田		克
表	找判官	河	村	大	助
表	找判官	奥	野	健	_
表	找判官	Щ	田	作之	助